

南砺市農業委員会第34回総会会議録

1. 招集日時 令和 8年 3月 24日
2. 開会時刻 令和 8年 5月 12日 午後 2時 00分
3. 閉会時刻 令和 8年 5月 12日 午後 3時 00分
4. 場 所 南砺市役所 302 会議室
5. 委員定数 20 名
6. 出席委員 18 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	欠
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	欠	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7. 議事日程

第1 挨拶

第2 議事録署名委員の指名

第3 附議議案

議案第 139 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 140 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

第4 協議事項

- 協議第 29 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について
- 協議第 30 号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事業の実施状況の公表（案）について
- 協議第 31 号 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について

第5 報告事項

- 報告第 46 号 農地法第18号第6項の規定による通知書について

第6 その他

8. 事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 小林 由香
主任 勇崎 夏希、主任 重原 智恵
主事 藤坂 勇汰、主事 中藪 慧

9. 会議の概要

事務局長 お疲れ様です。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ございます。

第34回南砺市農業委員会の令和8年5月の総会を開始いたします。

本日は、人事異動で農業委員会事務局に転入してまいりました職員をご紹介します。（事務局にて新任職員2名を紹介）

それでは、総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数20名中18名の出席であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達しており、総会が成立することをお知らせいたします。

会議の開始にあたり、岡村会長からの挨拶をお願いいたします。続いて議事進行についてもお願いいたします。

会長

皆様、お疲れ様です。昨日、ニュース等で米穀の安定供給支援機構に関する報告があり、4月の米穀価格の動向と先行き3ヶ月の見通しが公表されました。一定程度下げ止まりになったとはいえ、今年の秋に向けては相当下落するという指標が示されており、非常に心配しております。2年前の暴落時に逆戻りするのではないかという危機感を持ってい

ます。

我々としては継続して再生産を行うことが大きな課題ですが、生産資材や燃料、肥料などが高騰している中で米価が下落すると、また2年前と同じような厳しい状況に陥ってしまいます。政府による対策を注視していますが、現実的にはなかなか難しいと理解しており、なんとか再生産できる価格帯で推移してほしいと願っています。

本日は議案2件・協議事項3件・報告事項1件となっております。
ただ今より議事を進めさせていただきます。

それでは、第34回農業委員会を開催いたします。

会議に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。

本日の署名委員は委員番号13番・14番の2名の方、宜しく願いいたします。

議案第139号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

＝議案第139号について議案書をもとに朗読・説明＝

議案第139号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

今回4件の申請がありました。	田 2筆	3,852 m ²
	畑 3筆	412 m ²
合計	5筆	4,264 m ² です。

受付番号1番についてです。

「資料」1ページの位置図も合わせて御覧下さい。
譲渡人は「A」さん、譲受人は「B」さんです。

申請地につきましては、畑1筆 = 59 m²です。

【理由】

譲受人については、農地は所有しておりませんが、農業に興味があり農地を探しておりました。譲渡人については、高齢であり耕作を継続する事が難しく譲受人は引続き耕作を継続していくことが可能という事で、所有農地の一部について所有権を移転申請があったものです。耕作方法については、申請内容で確認しております。

受付番号2番についてです。

「資料」2 ページの位置図も合わせて御覧下さい。
譲渡人は「C」さん、譲受人は「D」さんです。

申請地につきましては、田1筆 = 2,491 m²です。

【理由】

譲渡人は市外在住であり、高齢であり耕作を継続する事が難しく、地元耕作者である譲受人へ所有農地の所有権を移転する申請があったものです。

今回の申請で、譲渡人の所有する農地は市内から無くなります。

受付番号3番についてです。

「資料」3 ページの位置図も合わせて御覧下さい。
譲渡人は「E」さん、譲受人は「F」さんです
申請地につきましては、田1筆 = 1,361 m²です。

【理由】

譲渡人は市外在住で高齢であり耕作を継続する事が難しく、対象農地は仲間田であり譲受人は、対象農地に隣接する221番の所有者であり、所有農地の所有権を移転する申請があったものです。

今回の申請で、譲渡人の所有する農地は市内から無くなります。

受付番号4番についてです。

「資料」4 ページの位置図も合わせて御覧下さい。
譲渡人は「G」さん、譲受人は「H」さんです。

申請地につきましては、畑2筆 = 353 m²です。

【理由】

譲渡人については、県外在住であり耕作を継続する事が難しく、地元耕作者である譲受人へ所有農地の一部について、所有権を移転する申請があったものです。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 139 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものとしたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 140 号 農用地利用集積等促進計画 (案) について事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

= 議案第 140 号について議案書をもとに朗読・説明 =

今月は 122 件 すべて 田 342 筆 = 554,979.52 m² です。

これらの提出があった、農用地利用集積等促進計画書について承認を求めるものです。

詳細については、5 ページから 9 ページをご覧ください。

議長

ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしく願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 140 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。次の議題へ進みます。

協議第 29 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局 =協議第 29 号について議案書をもとに朗読・説明=

協議第 29 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入についてです。

農振除外申請については 6 件、	田	4 筆	=5,570 m ²
	畑	2 筆	= 201 m ²
	合 計	6 筆	=5,771 m ² です。

受付番号 1 番です
「資料 5」 ページです

除外願出者は「I」さん・譲受人は「J 株式会社」です。
除外後の用途は「駐車場・資材置場」です。

既存の敷地には、事務所・資材置場・駐車場があり、既存の敷地で新規工場建築を計画しております。既存の敷地にあった駐車場（普通自動車 15 台・大型駐車スペース 7 台の駐車場）や、資材置場を新たに設けたいということです。また、降雪時は雪置場としても一時的に利用するとの事で申請があったものです。

受付番号 2 番です
「資料 6」 ページです

除外願出者は「K」さんです。
除外後の用途は「宅地拡張」です。

申請地については、国道拡幅による残地であり形状から水田ではなく

自家菜園として簡易に使用してきました。

願出者の娘夫婦は、実家と国道を挟み向かいのアパートに夫婦と幼児の3人で居住しております。

孫が成長する中で、国道の横断が危険であり実家敷地に娘夫婦の住宅を建てることとなり、住宅建設後に自家用車の動線について、申請地を通らないと南側出入口に行けずとの事で、申請があったものです。

受付番号3番です

「資料7」ページです

除外願出者は「L」さん・譲受人は「農事組合法人M」です。

除外後の用途は「農業用施設・農機置場」です。

譲受人の法人について現在、大型から小型機械を含め約33台を保有し、7ヶ所に分散格納を行っております。申請地への格納機械については直ぐに1ヶ所へ集約とはせず、N農協に保管しているコンバイン3台とO機械管理組合に保管している田植機2台・ロータリ5台を格納予定との事で申請があったものです。

受付番号4番です

「是正案件」です

「資料8」ページです

除外願出者は「P」さんです。

除外後の用途は「宅地」です。

願出者については、地元で飲食店を経営しており従業員の宿泊施設を計画する中で、隣接地に昭和57頃に建築された車庫があり改装しようとして土地を調査したところ、申請地については「畑」であり無断転用という事が判明し申請があったものです。

受付番号5番です

「資料9」ページです

除外願出者は「Q」さん・譲受人は「株式会社R」です。

除外後の用途は「駐車場敷地」です。

譲受人は願出者の自宅を購入・移住し、地元で農業経営を営んでおります。現在20名余りの従業員がおり、自宅の敷地を駐車場として使用しているが、収穫した商品の運搬等、敷地内が狭く支障をきたしている事や安全面でも心配な為、自宅隣の申請地に6台分の駐車場を確保したいと申請地があったものです。

受付番号 6 番です
「資料 10」 ページです

除外願出者は「S」さん・借受人は「株式会社T」です。
除外後の用途は「駐車場敷地」です。

借受人の企業について今後、既存の社員寮を増築予定。現状において、駐車スペースが限られている事や、社員寮が増設となれば駐車場スペースも必要となります。申請地周辺には、既存の物流施設や駐車場・宅地等が既に立地しており業務系の土地利用が集積しております。また、市街化区域内で同規模の駐車場用地として賃貸可能な土地がなく、非農地地域の候補地では距離が遠くなることから、対象農地での申請があったものです。

続きまして、農地編入についてです。
4 件、対象地は田 4 筆 面積は 1,018 m²です。

受付番号 1 番です
「資料 11」 ページです

願出者「U」さん 田 1 筆 = 316 m²です。

該当地域について令和 9 年から、基盤整備事業を予定しており、地元で耕作農地を確認する中で、対象農地については耕作しており農用地に編入したいとの事です。

受付番号 2 番です
「資料 12」 ページです

願出者「V」さん 田 1 筆 = 34 m²です。

該当地域について令和 10 年から、基盤整備事業を予定しており、地元で耕作農地を確認する中で、編入したいとの事です。

受付番号 3 番です
「資料 13」 ページです

願出者「W」さん 田 1 筆 = 587 m²です。

対象農地について、一時転用で資材置場であったが事業用地として終了したので水田に戻し農地として編入したいとの事です。

受付番号 4 番です
「資料 14」 ページです

願出者「X」さん 田 1 筆 = 81 m²です。

対象農地について、今まで墓地であったが墓じまいをして周りの田と一体化し農地として編入したいとの事です。

議長 只今の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

それでは、協議 29 号農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

協議第 30 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事業の実施状況の公表（案）について、事務局より説明を求めます。

事務局 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化推進の実施状況について説明いたします。資料 14 ページをご覧ください。

はじめに「Ⅰ 農業委員会の状況」についてです。令和 7 年 4 月 1 日時点での農業委員会の体制につきましては、「1. 農業委員会の現在の体制」に記載のあるとおりとなります。

「2. 農家・農地等の概要」につきましては、以下に記載のあるとおりとなります。

続きまして「Ⅱ 最適化活動の実施状況」についてです。資料 15 ページをご覧ください。

「1. 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」につきましては、「①現状及び課題」と「②目標」を令和 7 年度当初に目標設定いたしま

した。

令和7年度実績につきましては「③実績」に記載のあるとおりとなります。才川七地区の大規模集約化事業や集落営農の法人化、農地中間管理機構への一本化に伴い、今年度末の集積率は昨年度末より0.8%増加となりました。

「(2) 遊休農地の発生防止・解消」につきましては、「①現状及び課題」と「②目標」を令和7年度当初に目標設定いたしました。

令和7年度実績につきましては「③実績」に記載のあるとおりとなります。令和7年度も農業委員、推進委員の皆様のご協力のもと農地パトロールを行い、再生利用が困難な農地の所有者に利用意向調査を行い遊休農地解消の推進に取り組みました。実施期間および調査期間につきましては、「④その他」に記載のある通りとなります。令和7年度も例年通り期間内に利用状況調査を行っていただき、調査結果の報告も遅滞なく行うことができました。農地パトロールのご協力本当にありがとうございました。

「(3) 新規参入の促進」につきましては、「①現状及び課題」と「②目標」を令和7年度当初に目標設定いたしました。

令和7年度実績につきましては「③実績」に記載のあるとおりとなります。令和7年度の就農者はR6年度より減少しました。水稻や園芸への問い合わせが比較的多く、引き続き関係機関と協力し就農までの支援を行っていく所存でございます。

「2. 最適化活動の活動目標」の「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、以下に記載のあるとおりとなります。

「(2) 活動強化月間の設定」につきましては、「①目標」を令和7年度当初に目標設定いたしました。

令和7年度実績につきましては「②実績」に記載のあるとおりとなります。

「(3) 新規参入相談会の参加」につきましては、「①目標」を令和7年度当初に目標設定いたしました。

令和7年度実績につきましては「②実績」に記載のあるとおりとなります。令和7年度は8月に就農マッチングツアーを開催し、新規就農希望者が既存営農者の施設訪問や現地見学を行いました。

以上で令和7年度農業委員会の農地利用の最適化推進の実施状況についての説明を終わります。

議長

只今の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

それでは、協議第 30 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事業の実施状況の公表（案）について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

協議第 31 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、事務局より説明を求めます。

事務局 令和 8 年度最適化活動の目標設定について説明いたします。資料 20 ページをご覧ください。

はじめに「Ⅰ 農業委員会の状況」についてです。令和 8 年 4 月 1 日時点での農業委員会の体制につきましては、「1. 農業委員会の現在の体制」に記載のあるとおりとなります。

「2. 農家・農地等の概要」につきましては、以下に記載のあるとおりとなります。

続きまして「Ⅱ 最適化活動の実施状況」についてです。資料 21 ページをご覧ください。

「1. 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」につきましては、「①現状及び課題」と「②目標」を例年の農地集積実績に基づき資料のとおり目標設定いたしました。

「(2) 遊休農地の発生防止・解消」につきましては、「①現状及び課題」と「②目標」を令和 7 年度に実施した農地パトロールの結果に基づき資料のとおり目標設定いたしました。

「(3) 新規参入の促進」につきましては、「①現状及び課題」と「②目標」を令和 7 年度新規就農者データを参考に資料のとおり目標設定いたしました。

「2. 最適化活動の活動目標」の「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、令和7年度の農業委員・最適化推進委員活動記録簿を参考に、資料のとおり日数目標を設定しました。

「(2) 活動強化月間の設定目標」につきましては、令和7年度実施しました農地パトロールのスケジュールに基づき資料のとおり期間等を設定いたしました。

「(3) 新規参入相談会の参加目標」につきましては、農政係企画の就農マッチングツアーの内容に基づき資料のとおり目標設定いたしました。

以上で令和8年度最適化活動の目標設定についての説明を終わります。

議長 只今の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

それでは、協議第31号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

報告第46号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第46号について議案書をもとに朗読・説明=

今回51件の届出がありました。
全部で127筆・面積については全て田262,269.80㎡です。

こちらは、議案の 24～33 ページに明細を記載し、備考欄には合意解約理由を記載しております。
以上です。

議長 ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしく
お願いいたします。

(特になし)

それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局 その他案件について、1 件ございます。

・配布物について

お手元の農業委員会活動記録セットについてのお願いです。毎月の活動を記録し、提出をお願いいたします。日時、活動時間、場所、活動項目の 4 点は最低限ご記入いただき、特記すべき内容があれば詳細欄に記入をお願いいたします。

議長 委員の皆様からほかに何かご意見はありますか。

a 委員 農地を集積し、将来にわたって保全していくという考えには賛成です。しかし、戦後の農地改革のように、将来的に大規模農家などへ農地を集積する際、これまで多大な費用と労力をかけて維持してきた農地の所有権が、二束三文で買い叩かれて移転してしまうのではないかという懸念を持っています。最近の国の法律の動きを見ると、所有権の移転を進める方向に向かっている気がして心配なのですが、いかがでしょうか。

事務局 持続可能な農業を続けていくための手段として農地の集積を進めていますが、必ずしも所有権の移転を伴うものとは考えておりません。農地中間管理機構を通じた貸借を国も推進しています。来年には国の水田政策の見直しも予定されているため、国の動向を注視しながら進めていきたいと考えております。

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和8年6月9日（火）午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第34回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後3時00分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長